

付録3：伊達市下小国におけるエリア毎の除染方法

I エリア毎の除染手法

1. 家屋類

1.1 屋根に係る清浄作業

一般家屋及び中央集会所の屋根は、作業員が手作業(高所作業を含む。)により屋根の苔、泥等を除去しつつ、デッキブラシ、タワシ、キムタオル等を用いて洗浄、拭き取りを行う。必要に応じて、洗剤による洗浄、拭き取り等も行う。特に屋根の重ねあわせ部における苔、堆積物、金属が腐食している部分の除去に留意する。なお、洗浄、拭き取りに使用するキムタオル等は折りたたんだ各面の使用や、汚染レベルの高い場所で再使用により廃棄物発生の低減化に努める。

1.2 雨樋等に係る除去作業及び清浄作業

- (1) 一般家屋及び中央集会所の軒樋、集水器は、作業員が手作業(高所作業を含む。)により枯葉、苔、草、泥、土等を除去する。
- (2) 呼び樋、堅樋、排水管の内面は、作業員がパイプクリーナー、キムタオル等を用いた手作業(高所作業を含む。)により洗浄、拭き取りを行う。必要に応じて、洗剤による洗浄等も行う。なお、洗浄、拭き取りに使用するキムタオル等は折りたたんだ各面の使用や、汚染レベルの高い場所で再使用により廃棄物発生の低減化に努める。

1.3 一般家屋敷地内の庭等(土壌、砂利敷き、植栽、置石等)に係る除去作業

- (1) 一般家屋敷地内の庭等は、作業員が手作業により枯葉、苔、草、泥等を除去する。
- (2) 除草(菜園の作物を含む)を作業員が手作業等により行い、回収する。
- (3) 線量率が部分的に高い土壌(以下、「ホットスポット」と言う。)の表層土等については、作業員が手作業等により概ね1m×1m～2m×2mの範囲を、5～15cmの深さまで除去する。砂利敷きの部分(約30m²)の砂利は、除去する。
- (4) 表層土等を除去した部分及び一般家屋裏でこれまでに発生した斜面の崩落部については、適宜わら等の有機物、客土等を施工し、圧密、植生等の措置を施す。その際、施工後の土砂等の流出及び斜面の崩落の防止に留意する。

1.4 一般家屋敷地内の植栽の造園作業

一般家屋の植栽は、発注者の指示に沿って、作業員が手作業(高所作業を含む。)により剪定し、切り枝を回収する。

1.5 一般家屋敷地内の側溝に係る除去及び清浄作業

一般家屋及び中央集会所の側溝は、作業員が手作業により枯葉、苔、草、泥、土等を除去した後、デッキブラシ、タワシ等を用いて洗浄する。

1.6 遊具等に係る清浄作業

中央集会所の遊具は、作業員がキムタオル等を用いた手作業により洗浄、拭き取りを行う。必要に応じて、洗剤による洗浄、拭き取り等も行う。なお、洗浄、拭き取りに使用するキムタオル等は折りたたんだ各面を使用したり、汚染レベルの高い場所で再使用したりして廃棄物発生の低減化に努める。

2. 畑, 草地, 牧草地, 果樹園, HA 及び HB 家屋の森林に向かう傾斜地, 並びに中央集会所の広場

2.1 畑に係る除去作業

- (1) 畑の栽培作物は, 一部区域を除き作業員が手作業により除去する。
- (2) 除草を作業員が手作業等により行い, 回収する。

2.2 草地, 牧草地, 果樹園, HA 及び HB 家屋の森林に向かう傾斜地, 並びに中央集会所の広場に 係る除去作業

- (1) 枯葉, 泥, ごみ等を作業員が手作業により除去する。
- (2) 除草を作業員が手作業等により行い, 回収する。また, 必要に応じて, 領域内に植生する
低木, 笹等について除去する。
- (3) 作業員が手作業等にて部分的に法面部及び一般家屋の森林に向かう傾斜地の表層土を除去
する。表層土等を除去した部分は, 適宜わら等の有機物, 客土等を施工し, 圧密, 植生等の
措置を施す。その際, 施工後の土砂等の流出及び斜面の崩落の防止に留意する。

2.3 畑, 草地, 牧草地, 果樹園及び中央集会所の広場に係る土木作業及び造園作業

- (1) 畑, 草地, 牧草地, 果樹園及び中央集会所の広場の表層土を, 重機等により概ね 2~14cm
の深さまで除去する。
- (2) 同領域内で, 作業員がナタ等を使用した手作業にて高木を 4m までの高さ(高所作業を含む。)
までの枝打ちをし, 切り枝を回収する。また, 必要に応じて枝打ち機を用いる。
- (4) 畑, 草地, 牧草地及び果樹園の表層土等を除去した部分は, 適宜わら等の有機物, 客土等
を施工し, 圧密, 植生等の措置を施す。その際, 施工後の土砂等の流出及び斜面の崩落の防
止に留意する。

3. 森林

森林の除去作業及び造園作業

- (1) 一般家屋の裏手の森林においては, 森林入口から概ね 10m までの領域内でそれぞれ作業員
が手作業等(高所作業を含む。)にて森林内の落ち葉かき, 除草する。また, 必要に応じて,
同領域内に植生する竹等について除去する。
- (2) 同領域内で, 作業員がナタ等を使用した手作業にて高木を 4m までの高さ(高所作業を含む。)
までの枝打ちをし, 切り枝を回収する。また, 必要に応じて枝打ち機を用いる。
- (3) 落ち葉かき等を実施した部分は, 適宜わら等の有機物, 客土等を施工し, 圧密, 植生等の
措置を施す。その際, 施工後の土砂等の流出及び斜面の崩落の防止に留意する。

4. 道路等

4.1 道路等に係る除去作業

- (1) 道路, 一般家屋庭及び入口は, 作業員が手作業により苔, 草, 泥, 土等を除去する。
- (2) 道路の一部, 一般家屋庭及び入口は, ブラスト作業(高圧空気を用いて鉄球等の研磨剤を対
象エリアの表面に吹きつけて除染する作業)等を行う。
- (3) 道路の一部(合計長さが約 20m)については, 除染時の除染速度等との除染効果の相関を調べ
ることとし, 区分毎に異なった除染速度等で除染を行う。
- (4) 舗装面の凹凸, 舗装の剥離状況により, 上記(2)の作業の実施が困難な場合は, グラインダ
ー等による研磨, 洗剤による洗浄等の作業を実施する。
- (5) ブラスト作業等は, 放射性物質を周辺にまき散らさない方法により行うとともに, ブラス
ト作業に使用するブラスト材等が除染対象区域外に出て行かないように措置を施し使用後の

プラスチック等に付着した放射性物質を周辺にまき散らさない方法で回収する。

4.2 道路脇側溝に係る除去作業及び清浄作業

道路脇側溝は、作業員が手作業により枯葉、苔、草、泥、土等を除去した後、デッキブラシ、タワシ等を用いて洗浄する。

4.3 道路に係る土木作業

- (1) 道路の一部については、舗装部を重機により除去した後、新たな舗装を施す。
- (2) 道路の一部については、表層土を重機により概ね4cmの深さまで除去する。
- (3) 表層土を除去した部分は、客土の施工・圧密を施す。その際、施工後の土砂等の流出及び斜面の崩落の防止に留意する。

II 除去物の収納

エリア毎の除染により発生する落葉、草、土、切り枝等の除去物は、可燃性及び不燃性に分別し、以下に示す仕様の JIS Z1651_2008 非危険物用フレキシブルコンテナに準拠した耐候性(3年)容器に収納する。

耐 候 性 大 型 土 の う	主要材質		ポリエステル ポリプロピレン	
	型式		丸型・2点(4点支持)ベルト吊り	
	主要寸法		φ1,100mm×H1,100mm	
	容 量		約1.0m ³	
	最大充填質量		20kN/m ³ 以上	
	耐 候 性 能	袋材	たて	240 N/cm 以上
			よこ	240 N/cm 以上
			縫製	240 N/cm 以上
	吊りベルト		30KN 以上	
透水係数		1.0×10 ⁻² cm/sec 以上		